

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されました。
緊急事態宣言の期間中、会員の皆様には特に以下の取組をお願い致します。

(1) 外出・移動

- ・会員の皆様には、不要不急の外出や移動について自粛をしましょう。
- ・仕事や生活（買い物や通院等）のために必要な外出・移動については、時間帯を考慮して密な時間を避けましょう。
- ・外出の際には、午後8時までに帰宅できるように行動しましょう。

(2) 会議・打合せ

- ・業務のための会議・打合せについては、原則として集合することは控えて、リモート方法を活用しましょう。
- ・やむを得ず集合する場合には、十分過ぎるほどの感染防止対策をしましょう。

(3) テレワーク等

- ・事務局は10時から16時30分の時短勤務の中で、ローテーション勤務により「出勤者数の7割削減」に努め、在宅勤務を増やします。
- ・連絡には、PCメール、携帯ショートメール、及び電話を活用しましょう。

また、協会誌の5月号に「コロナ特集」を企画しますので、会員の皆様より多くの投稿をお願い致します。投稿詳細は、協会誌2月号に記載予定です。

令和3年1月

以 上